

産業構造審議会製造産業分科会第4回化学物質政策小委員会

平成28年度第1回化学物質審議会

議事録

1. 日時

平成28年1月24日（火曜日） 13時00分～15時00分

2. 場所

経済産業省別館3階312共用会議室

3. 出席委員

産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会

林委員長、有田委員、大石委員、勝呂委員（大西氏代理出席）、崎田委員、淡輪委員、東海委員、飛原委員、本田委員

化学物質審議会

林会長、浅野委員、有田委員、織委員、崎田委員、庄野委員、辰巳委員、東海委員、本田委員、吉田委員（酒向氏代理出席）

4. 議題

- (1) 化審法の施行状況と最近の動向について
- (2) モントリオール議定書の改定について
- (3) その他の化学物質管理政策の最近の状況について

5. 議事内容

○山内化学物質管理課長 ただいまから産業構造審議会製造産業分科会第4回化学物質政策小委員会及び平成28年度第1回化学物質審議会の合同会合を開催させていただきたいと思っております。

本日は、お忙しいところお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。私、経済産業省で化学物質管理課長をやっております山内でございます。本日はよろしく願いいたします。

本日は、化学物質政策小委員会、化学物質審議会ともに委員の過半数の方にご出席をい

ただいております、定足数を満たしているということをまずご報告を申し上げます。

開催に先立ちまして、事務局を代表いたしまして、経済産業省の製造産業局審議官の佐藤よりご挨拶を申し上げます。

○佐藤製造産業局審議官 皆さん、こんにちは。大変お忙しい中、それから大変寒い中お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。製造産業局の審議官をやっています佐藤でございます。

今日は、化学物質管理政策全般について皆さんにご意見を伺うということで、どうかよろしく願いいたします。

化学物質管理の世界は皆さん長いので、よくご存じのことかと思えますけれども、2020年の目標ということで、人の健康や環境にもたらす悪影響を最小化するというので、環境問題、あるいは人への問題についてしっかりと取り組むということで取り組んできているわけですが、実は2020年もそろそろ迫ってきてまして、これからまた更にそういった考え方を発展していくという段階に来ているのかなと思っているところでございます。

環境問題に加えて、最近ではエネルギー問題であったり、あるいは高齢化、少子化の問題だったり、さまざまな社会問題が一気に来ている、こんな時代でありますので、環境問題も解決しながら、さらにこういったいろいろな問題もイノベーションによってしっかりと解決していくということではないかなと思っております。

そういう意味では、化学物質というのはイノベーションの世界には非常に重要な役割を果たしているものかと思っております、新しい考え方というのは、環境保護と経済の両立に加えて、さらに環境問題、さまざまな問題をイノベーションで解決していくことにならなければならないかなと勝手に考えておりまして、ぜひこういったことを踏まえて、我々としても制度をしっかりと見直していきたいなと思っている次第でございます。

最近の化学物質にまつわる大きなトピックスは2つございまして、新聞等でもご案内かと思いますが、現在の化審法、化学物質の管理にかかわる法律の見直しについて議論を進めさせていただいております。これは、本小委員会の下にある制度構築ワーキンググループでの検討が進められているわけですが、こちらの意見も踏まえながら、意見がまとまれば今国会に提出していく、こんな予定でございまして、特に新規化学物質の審査特例の数量制限を環境排出量へ変更するという1つ大きな変更を法律事項として考えてご

ございますので、その辺についても今日ご報告をさせていただきたいと思っております。

それから、2点目はモンテリオール議定書の改定でございます、昨年10月にキガリでモンテリオール議定書の改定が合意されたわけでございます、これまでの規制対象に代替フロンであるHFCが追加されるということになります。したがって、この議定書の改定に向けて、国内制度の整理が必要になってくるということになっておりまして、この辺の検討はこれから行うところでございますけれども、その動向について今日ご説明させていただきますので、ご意見をいただければ大変ありがたいと思う次第でございます。

こういったことを含め、この2つはこの世界では近年ない、非常に大きなトピックでございますので、この2つを含めさまざまな化学物質管理の話題について、今日、皆様の高い見地からのご意見をいただければ大変ありがたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○山内化学物質管理課長　それでは、審議のご説明に入っていきたいと思っております。化学物質政策小委員会では、今、審議官から紹介いたしましたように、化学物質管理の制度設計など化学物質管理政策のあり方について審議を行っていただいております。

また、化学物質審議会につきましては、化学物質審査規制法、化学物質排出把握管理促進法、化管法に関する事項を調査、審議するために設置された審議会でございます、その下部組織として審査部会、それから安全対策部会で化学物質の有害性等についての調査、審議を行っていただいております。

ここで、委員の皆様のご紹介と思っておりますけれども、時間の関係もございまして、ファイルに座席表を入れております。ここには化学物質審議会、それから化学物質政策小委員会の方々を区別なく書いております。

続きまして、資料の確認でございますけれども、メインテーブルの皆様方のお手元にiPadを配らせていただいております。基本これに全ての資料1から資料3-2、それから参考資料1-1から2が入っておりますので、操作法等でご不明な点があればお申しつけいただければ、担当の者を派遣いたします。

ということで、本日はこの2つの委員会、化学物質政策小委員会、化学物質審議会を合同で開催させていただこうと考えております。合同会合におきましては、簡単な議事概要、それから詳細なご発言を記載した議事録を作成して、後日公表するということを予定しております。議事録案につきましては、後日、事務局から委員の皆様にご確認をいただくということを考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ここからの進行は小委員会の委員長、そして審議会の会長であります林先生にお願いをしたいと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

○林委員長・会長 林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

前回は、時間の関係で皆さんの意見を十分聞けなかったようなところもあったかと思えますので、今回は合同ということで、説明も同時にさせていただいて、できるだけ皆さんのご意見を賜りたいと考えております。

それでは、早速議事に入りたいと思います。まず、事務局から資料をまとめて説明していただくように考えております。

まず、最初の議題の1番の化審法の施行状況と最近の動向について、事務局からご説明をお願いいたします。

○飛騨化学物質安全室長 それでは、資料1に基づきまして、化審法の施行状況と最近の動向についてということで説明をさせていただきます。

ページをめくっていただきまして、最初に化審法の概要でございます。

さらにめくっていただきまして、まず初めに、化審法とはということでございます。皆さん、既に詳しくご存じだと思いますけれども、簡単におさらいをさせていただくということで、よろしくお願ひします。

まず、法律の目的ですけれども、上に書いてございますが、人の健康を損なうおそれ、又は動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するということを目的にしてございます。これは、昭和40年代のP C B汚染の問題を契機としてできた法律でございまして、当初はP C B類似の物質、すなわち難分解性で高蓄積性で長期毒性を有する物質というものを禁止するということを基本とした法律として始まっております。

その後、累次にわたる改正を繰り返して、現在では化学物質によるリスクを低減させる法律へと徐々に変化してきておりまして、規制対象も徐々に広がってきているということでございます。

法律の概要でございましてけれども、その下に書いてありますが、3つございまして、1つは新規化学物質の事前審査、もう1つが上市後の化学物質の継続的な管理措置、最後に化学物質の性状等に応じた規制及び措置という中身になってございます。

ページをめくっていただきまして、次に化審法の体系でございまして。これは、現在の化審法の体系ですけれども、基本的には上市前の事前審査と上市後の継続的な管理という仕

組みになっておりまして、それをもって化学物質による環境汚染を防止するという体系になっております。

絵をみていただくと、左側に上市という青いラインがございまして、そのラインよりも左側が上市前と右側が上市後という仕組みになっております。上市前に新規化学物質について事前審査を行いまして、その結果、化学物質の性質に応じて右側の5つのカテゴリーに分類されるという仕組みになっております。一番上が第一種特定化学物質ということで、これはPCB類似の物質で、原則製造、輸入が禁止されるという物質になります。その下が監視化学物質でして、第一種特定化学物質であるおそれがある物質ということです。その下が第二種特定化学物質でして、これは蓄積性がないということがはっきりしておりまして、第一種特定化学物質にはならないのですけれども、環境汚染を通じた悪影響のおそれがあるという物質でございます。その下に優先評価化学物質というのがございまして、これは第二種特定化学物質に相当しないかどうかを優先的に評価すべき物質となっております。最後に、一般化学物質として、いわゆる規制が全くかかっていない白物質といえますか、そういった物質に分かれるということになっております。

ページをめくっていただいて、次に新規化学物質の審査・確認制度について説明をさせていただきますと思います。おめくりいただいて、新規化学物質の審査・確認制度ということでございます。原則といたしまして、新規化学物質については、有害性データを添えて国に届け出ていただいて、事前の審査を受ける。それによって製造、輸入が可能になるという仕組みになっております。

これが原則なのですが、それによらずに事前の申出、確認により製造、輸入できる特例制度もございます。括弧の中に書いてありますけれども、低生産量新規、少量新規、低懸念高分子、中間物といった特例制度があるということでございます。

そちらの下に書いてあります表をごらんいただいて、一番上に通常新規というものがございまして、通常新規の届出をするためには、真ん中にありますが、分解性、蓄積性、人あるいは生態への影響についてのデータが必要になるということになっております。

ここで製造、輸入が可能になりますと、いずれかのタイミングで名称が公示されて、名称が公示された場合には、この物質については誰でも製造、輸入ができるという形になっております。

通常新規から下、低生産量新規以下が特例措置になっておりまして、低生産と少量新規について後の法律改正にも関係するものですので、少々説明したいと思います。低生産に

については、1社、あるいは全国で年間10トン以下までの製造・輸入量であれば、分解性と蓄積性のデータだけを出せば審査が受けられるという仕組みになっております。また、少量新規につきましては、1社、あるいは全国で1トン以下の製造・輸入量であれば、有害性データなしに届出をすることができるという特例制度でございます。

ページをめくっていただきまして、次に新規化学物質の届出件数の推移でございます。新規化学物質は、最近では600件前後の届出で推移しております。そのうち通常新規については約400件前後、低生産については200件前後で推移しております。主な用途としては、電気・電子材料、塗料、コーティング剤、中間物という順番で並んでおりまして、その傾向は近年変わっていないということでございます。

おめくりいただき、次に低生産量新規化学物質の確認件数の推移でございます。低生産量新規につきましては、最初に届出が受理された後も製造、輸入をするたびに毎年、製造・輸入量の確認を受ける必要がございます。その確認を受けている件数の推移がそこにグラフになっております。これは累積になりますので、年々ふえていくのはある意味当たり前ではあるのですけれども、最近では年間1,700件程度の確認申請があるということでございます。

主な用途としては、1番目に電気・電子材料、次に中間物、3番目にフォトレジスト材料、写真材料、印刷版材料となっているということでございます。この傾向も近年変わっていないということでございます。

おめくりいただき、次に少量新規化学物質の届出件数の推移でございます。少量新規につきましても、毎年毎年数量の確認のための届出ということが必要になっておりまして、これもある意味、累積でどんどん物質数が上がっていくという傾向がございます。最近では、大体年間3万6,000件程度の届出があるという状況になっております。

棒グラフをみていただくと、平成27年度が若干減っているのですけれども、それまでずっと上がっていて、この年だけちょっと減っております。次にも説明しますが、この年に少量中間物制度という新たな特例制度ができましたので、一部の方がそちらに移行されたということも影響しているのかもしれませんが。

この少量新規の主な用途ですけれども、これは低生産量と同じ傾向がございまして、近年変わっていないという状況でございます。

次に、ページをめくっていただきまして、低懸念高分子化合物の確認件数の推移でございます。高分子は通常新規の一種である高分子フロースキームという仕組みで、国に審査

データを添えて審査を要求するという仕組みになっていますけれども、それと同じ試験を行って、より安全性の高い結果が出られた場合には、その審査を経ずに確認だけで済むという仕組みになってございます。そのメリットといたしましては、申請をしてから確認が出るまでの期間が短い、あるいは名前が出ないことによって、確認申請をした方だけが作り続けることができる、そういうメリットがある仕組みでございます。これも毎年一定程度の届出がございまして、年間60件ぐらいで推移をしているところでございます。

また、おめくりいただきまして、次は中間物等の確認件数の推移でございます。中間物などの確認を受けるためには、排出率が極めて低い、あるいは排出される総量が極めて小さいという条件を満たしている場合に、この特例制度を受けることができます。申出件数200件前後ぐらいでございまして、中間物が最も多くて、そのうち8割ぐらいを占めております。残り2割は輸出専用品ということで、閉鎖系用途というのがいつも数が少ないという状況になってございます。

おめくりいただきまして、次に少量中間物制度でございます。先ほどの中間物制度というものが環境への排出率が極めて低いとか、排出量が極めて低いということを説明するために、かなり膨大な説明資料が必要になるわけですが、少量中間物に関しましては、年間の製造・輸入量が1トン以下であれば、そういった申請書類をかなり簡略化できる仕組みになっております。

ここに制度ができてからの確認件数が載っておりますけれども、これは先ほどのページの外数にある数字でございまして、合計しますと中間物として253件、輸出専用品として62件今まで申出があったということでございます。

おめくりいただきまして、次が化学物質の継続的な管理ということでございます。

またおめくりいただきまして、最初に第一種特定化学物質についてでございます。第一種特定化学物質といいますのは、先ほどから説明させていただいているとおり、PCB類似物質ということでございまして、これは原則として製造、輸入が禁止されているものでございます。現在、31物質群が政令指定されているということでございます。

おめくりいただきまして、次に第二種特定化学物質でございます。第二種特定化学物質は、生体への蓄積性がないということが明らかになっている物質なのですが、ただし、環境中に広く残留して、人への長期毒性、または生活環境動植物への長期毒性のおそれがある物質ということでございまして、現在、23物質が政令指定されているということでございます。

第二種特定化学物質の規制の一番の特徴としては、製造・輸入量を事前に届け出るということになっております。その下に折れ線グラフがありますが、代表的な第二種特定化学物質であるトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素という物質について、これは製造・輸入量ではございませんで、いわゆる開放系用途に出荷されている量の推移、使用しているうちに環境中に出てしまう用途向けに出荷している量の推移を表にしております。年々その量は減ってきているということがわかると思います。

次に、またページをめくっていただきまして、一般化学物質の製造・輸入実績の届出でございます。一般化学物質を年間1トン以上製造、輸入された方は、その数量を届け出るという仕組みになってございまして、7,000物質前後の届出が毎年あるという状況になっております。この届出結果につきましては、実績を集計して公表しておりますけれども、次に説明するリスク評価のためのスクリーニングにこの数字が使われるということになってございます。

ページをめくっていただいて、スクリーニング評価です。これは前回の法改正を受けまして、平成23年以降、一般化学物質のスクリーニング評価を実施しております。その結果、現時点で196物質が優先評価物質に指定されているということでございます。

下に絵が描いてありますけれども、左側から一般化学物質があつて、それをスクリーニングするということになっておりますが、スクリーニングと申しますのは、一般化学物質のうち環境への排出量が多い、また有害性の高そうなものから順次優先評価物質として送り込んでいくというプロセスでございます。

優先評価物質にならなかったものは、一般化学物質にとどまって、毎年毎年製造・輸入量の届出を行うこととなります。また、優先評価物質になった場合は、その後の詳細リスク評価を経て、リスクがある場合には第二種特定化学物質に進むという可能性が非常に高くなるものでございます。

それでは、次のページをご覧くださいまして、最後に最近の動向でございます。

ページをめくっていただきまして、化審法に係る今後の取り組みでございます。

まず1番目として、一般化学物質・優先評価物質のリスク評価の着実な実施ということでございます。リスク評価がなかなか進んでないというご指摘はよく受けるわけですが、このリスク評価を着実に進めていくために、ここに書いてあることは有害性情報が不足している物質について、事業者の方に提出を求めていくという趣旨のことがここに書かれております。

2番目ですけれども、新規化学物質の審査制度のさらなる合理化ということでございます。例えば審査を受けるためには、事前に試験データを求めているわけですが、分解性、蓄積性、高分子フコースキームについて、その試験について合理化できないかということで、今案をつくっているところでございます。

3番目がP O P s 条約の動きを踏まえた適切な対応ということでございます。現在、デカブロモジフェニルエーテルですとか短鎖塩素化パラフィンといったものが実質禁止されるという動きがございまして、それに向けたさまざまな準備、現在どういう用途で使われているとか、代替の可能性のあるのかとか、在庫はどれくらいあるのかといったことを今調査しているところでございます。

4番目に、化審法見直しに向けた合同会合ということでございますけれども、これは平成27年8月に設置した化審法施行状況検討会において課題に上げられた事項のうち、法改正を伴う政策的な事項であって、緊急性の高い項目につきまして、産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループ及び中央環境審議会環境保健部会化学物質対策小委員会の合同会合において、ここに書いてあるスケジュールで検討を行ってきたものでございます。

その中身につきましては、次のページ以降に簡単に説明がございまして、初めに化審法見直しに向けた検討ということで、特例制度の合理化案がございまして、特例制度といいますのは、先ほど説明をいたしました低生産、あるいは少量新規の特例制度についてですが、これが1社の上限だけではなくて、全国の上限がございまして、例えば少量新規であれば、1社全国1トンまでという仕組みがございまして、同じ物質について例えば2社申請があれば、500キロずつ分け合う、あるいは3社あれば3分の1トンずつ分けるといった仕組みになっております。この数量調整が事業される方にとっては、事業の予見性を極めて低めているといったご指摘がございまして、そこを何とかできないのかということで検討を続けてまいりました。

日本の国土が非常に狭いということもあって、全国の数値上限を諸外国のように完全に撤廃するという事は非常に難しいだろうということで、全国の上限枠は残すのですが、その枠を製造・輸入量から環境への排出量に変更していくことを考えております。化学物質は使い方によって環境への排出量は極めて違います。例えば殺虫剤のようなものであれば、製造・輸入量の100%が環境中に出ってしまうわけですが、液晶材料のようなものであれば、使っている限り環境中に出ることはないということでして、単

に製造・輸入量でみるのではなくて、実際にそれが環境にどれぐらい排出されるのかという排出量で上限を決めることを考えております。

例えば今例に挙げた液晶のようなものであれば、実際には環境中に出ることがあまりありませんので、1社1トンという枠は残したまま、全国で排出量1トンまでという仕組みに変えることによって、かなりの企業の方が数量調整を受けることなくつくれようになるといった仕組みに変えていきたいということでございます。

この際に、用途ごとに環境への排出係数がどれぐらいなのかということを決める必要があるわけですが、これにつきましては、現在、スクリーニング評価を進める中で、用途ごとの環境への排出係数を決めておりますので、それを活用して、環境への排出量に変えていくという作業をしたいと思っております。

おめくりいただいて、最後のスライドになりますけれども、有害性が非常に強い新規化学物質への対応策ということでございます。現在、新規化学物質の審査をして、審査と同時にスクリーニングをかけて、必要がある場合には優先評価物質に指定するというところを行っています。

有害性クラスにつきましては、審査の過程で出てくるわけですが、ここでは暴露クラスと書いてありますけれども、環境への排出量につきましては、事業者の方が予定されている製造・輸入量に用途情報に基づいて、排出係数をかけて環境への排出量を出して、このマトリクス表で評価しています。

このマトリクス表は、有害性についても暴露クラスについても、数字が小さいほど高い、有害性が強い、あるいは排出量が多いということになっておりまして、この表でいうと左隅に行けば行くほど、環境への排出量も多いし、有害性も強いということで、原則、左の上のほうから順番に優先評価物質にして、リスク評価を進めていくということになっているわけですが、最近の審査の中で環境への排出量はそれほど多くはないのですが、有害性が極めて強い物質が出てきております。このマトリクス表でいうと、赤の点線で囲まれている部分なのですが、これは環境への排出量が極めて低いということで、リスクとしては恐らく低だろうということで、優先評価物質にまでする必要性は低いと考えられるものです。有害性そのものが極めて高いということで、環境に出なければ出ないにこしたことはないので、環境への排出を抑制するような措置が必要なのではないかということで、右隅の赤で背景を囲っているところに書いてありますけれども、例えば情報伝達の義務を課すとか、あるいは指導、助言ができるようにするといった措置を盛り込みたいと考

えております。

先ほど挙げた特例制度の合理化、あるいは有害性が非常に強い新規化学物質への対応と
いいますのは、法改正が必要な事項でございます、これらにつきましては今国会で審議
していただくことを予定しております。

以上でございます。

○林委員長・会長　　どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の2にありますモントリオール議定書の改定についてを資
料2を用いてご説明をお願いいたします。

○米野オゾン層保護等推進室長　　オゾン層等保護等推進室長の米野と申します。本モン
トリオール議定書及びフロン類の規制についての対応をしております。

では、今ご紹介いただきました資料2、モントリオール議定書の改定についてをご説明
させていただきたいと思っております。

資料をめくっていただきますと、まず先ほど審議官のご挨拶にもありましたように、先
般、改定が行われたとっております。会議がルワンダのキガリで行われまして、キガリ
の町の名をとりまして、キガリ改定といった言い方をしております。

この1ページを説明するに当たりまして、大変恐縮ですが、5ページを少しだけみてい
ただければと思います。ご案内かと思っておりますが、モントリオール議定書について簡単に書
いてございます。このタイトルにもございますように、この議定書のオゾン層を破壊する
物質に関するモントリオール議定書ということで、概要も少し太字になっておりますが、
これまではオゾン層を破壊する物質の廃絶に向けた規制をやってきたということで、約30
年前からいわゆる特定フロンといわれているオゾン層を破壊する物質につきまして、一番
下でございます。今も規制が続いている特定フロンの1つであるH C F Cのスケジュール
が書いてございます。ブルーが先進国、オレンジ、黄色っぽい色が途上国ということで、
最終的には撤廃するのでございますが、先進国と途上国に一定のスケジュールの差を設け
て撤廃をすることになっています。これでいいますと、先進国は日本も含んでいますが、
2020年に撤廃。途上国は2030年。10年の差をつけて撤廃していくということで、このため
にいわゆる生産の制限ですとか輸出入の制限をしているというのがモントリオール議定書
でございます。

それで、1ページに戻っていただきまして、今回、第28回締約国会合、キガリで行われ
たM O P 28で改定が行われたということで、表が描いてございます。今回は、これにつき

ましてHFC、いわゆる代替フロンにつきましては、オゾン層は破壊しない代替フロンですが、温室効果が高いということで、6年ぐらい前から議論が行われてきました。議論が長引いたのは、やはり議定書がオゾン層破壊物質に対する議定書というものに対して、オゾン層を破壊しない代替物質を入れるかどうかという議論が行われてきたわけですが、昨年10月に改正して、これを対象にするといった形でございます。

基本的には、先ほどご覧いただきました階段状のものを先進国と途上国でスケジュールを決めてやっていくということでございますが、若干幾つかの特徴的な点がございまして、まず1つは、途上国が2つのグループに分かれたということで、下に書いていますが、途上国第2グループ、この表の真ん中ですが、いわゆる第2グループとして、インド、パキスタン、イラン、イラク、湾岸諸国といったいわゆる高温地域で、HFC、あるいは代替フロン、冷媒、特に空調、エアコンの冷媒として使われてきておりますが、特にこういった高温になる地域では代替技術もまだ見つかっていないといったところで反対も強くて、交渉のネックになっていた部分もございます。そういった国については、少しスケジュールを遅らせて、途上国の中も2つに分けた上で合意が行われた。

あと、先ほどのHCFCのスケジュールですと、最後が撤廃、廃絶ということで、三角の100%、全部廃絶するということですが、今回のHFCについては、ちょっとグループで差がございまして、85~80%ということで、15~20%の最終ステージになっても一定の部分が残る。まだ代替できない部分、エアコン等で、いろいろ技術開発が行われておりますが、まだ残るであろうといったことが、現時点では見込まれているということで、100%にはなっていないといったところがこれまでの改定とは少し違うところになっております。

2ページをみていただいて、最初にみていただいた階段と同じような階段がございまして。これは、改正内容を日本の現状に当てはめるとどうなるか。図では約という数字を使っておりますが、最終的な数字は今精査しておりますが、大体これぐらいになるだろうという目安で書いてございます。

例えば基準値などが約7,000万トンと書いてございます。これは、いわゆるCO₂換算トンということで、今回は温暖化係数を1つの基準にして、それを基準値としてそのベースで、いわゆる温暖化係数の低いものに切りかえていく、あるいはノンフロンに切りかえていくことによって、こういった削減を進めていこうという形になっております。

後ほども少しフロン排出抑制法等の説明をさせていただきますが、そういった取り組み

で既に日本として少しずつ減少傾向にありまして、現状では赤のライン、10年後までを見越しておりますので、2025年ぐらいですとこの基準値でいきますと、そこまではおおむね範囲内に入ってくるのかなと見込んでいます。ただ、そこから先については、なお一層の技術開発等が必要になってくるのかなと。

そのところは、先ほども85%減、15%残っているといたところは、まだまだ技術的に開発していかないといけない。世界的にも開発途中といたところもあって、むしろそういうところで新技術を開発することによって、競争力の強化にもつながっていく分野にもなっていくと見越しているところでございます。

次のページでございます。これまで我が国が行ってきました法律での規制と今回のキガリ改定がどのような対応関係になるかという表になってございます。もともとモントリオール議定書につきましては、オゾン層の破壊物質を先ほどのように段階的に減らしていくのに対し、これは担保法という形でオゾン層保護法を対応させていただいて、毎年の製造数量の許可、あるいは輸出入の管理を質管令に落として実施しているという形になっております。これについては、いわゆるオゾン層を破壊する特定フロンのみを対象としております。

一方、フロン排出抑制法は、もともとフロンの回収破壊法ということで、いわゆる下流、最後のフロンを廃棄する時にきっちり回収して破壊しましょうという法律を3年前に改正しまして、2年前から名前もフロン排出抑制法に変えて、全面施行しております。これがいわゆる上流から下流まで、また対象も特定フロン、代替フロン全体で回収破壊にきちっとつながるように、ユーザーの漏洩防止、あるいはメーカーの計画的な使用削減といったライフサイクルをカバーした法律といった形でやっています。

これに対して今回のキガリ改正は、先ほど申しましたように、これまでモントリオール議定書の対象にしていなかったオゾン層破壊物質ではない代替フロンを対象として、これまで特定フロンで行ってきた同じような製造管理、あるいは輸出入管理が必要になるということで、先ほど審議官のご挨拶にもありましたように、この対応をするために国内法制を対応していく必要があると考えてございます。

次のページでございます。先ほど申し上げればよかったのですが、今改正提案が採択されて、今後、各国が批准の手続きをとって行って、20カ国以上が批准すると発効するという形になっておりまして、一番早く見込まれているのが2019年1月。モントリオール議定書は、毎年をカレンダーイヤーで1月1日から12月31日を1つの年として捉えて規制してい

きますので、20カ国以上が批准するということが条件ではございますが、その中で一番早くなるのが2019年1月1日から発効すると見込まれておりまして、それに向けて日本を含め各国が国内の制度を整備していくということでございます。

2019年1月ということで、非常にタイトなスケジュールになっておりまして、2019年1月1日に制度ができて実施されるということになれば、少なくとも2018年の後半には制度が全部できて、周知されて、いわゆる製造量割り当てですとか輸入割り当てをしないといけないということからしますと、逆算していくと2018年の前半には法律を改正する必要がある、2018年の通常国会でご審議いただく必要があるのではないかとということで、3ヵ月前に改正されたばかりではございますが、今年1年、集中的にそういった制度のあり方等を検討して、国会に向けた審議が必要になるかということで、小委員会の下にありますフロン類等対策ワーキンググループにおきましては、昨年12月14日にワーキンググループの会合をさせていただきまして、今ご説明させていただきました同じ資料を説明させていただきまして、今年1年、ワーキンググループで精力的にご審議をいただくということで、委員の皆様方のご同意をいただいて、事務局として今、準備をしているところでございます。

以上が最近の動きということでございます。

○林委員長・会長　　どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、議題の3番目のその他の化学物質管理政策の最近の状況についてを資料3-1、3-2を用いて事務局からご説明をお願いいたします。

○奥村化学物質リスク評価企画官　　資料3-1、化管法の施行状況と最近の動向でございます。

表紙をめくっていただき、スライドの1ページをご覧ください。化管法の目的は、事業者による化学物質の自主的管理の改善の促進、環境の保全上の支障の未然防止でございます。こちらにありますとおり、P R T R制度とS D S制度の2本柱からなっております。

2ページ目をご覧ください。P R T R届出排出量・移動量の概要でございます。平成26年度実績では3万6,000事業所から届出があり、排出量では前年度比1%の減少、移動量では前年度比4%の増加となっております。左側のグラフは届出排出・移動量の推移ですけれども、総排出量の9割が大気への排出、そのうちのトルエンとキシレンの2物質で5割強を占めてございます。右側のグラフは、化管法の制定当初から対象物質となっております。

ります276物質の推移ですけれども、排出量は青いところ、年々減少傾向にあります。

また、届出されたデータの集計結果につきましては、個別事業所の生データを今公表してございます。それに加えて3ページにございますけれども、こういった地図情報とあわせて濃度マップ、排出量マップ等のようにビジュアル化していきまして、また下の段の右の2つのグラフのように、個別事業所の排出量・移動量の実態、その経年変化も分かりやすい形にして公表しております。

4ページ目をご覧ください。SDS制度、GHS制度の導入に関する取り組みでございますけれども、事業者から月100件程度質問等に対応しておりますほか、ここにありますようなさまざまな広報活動を実施してございます。

5ページ目をご覧ください。PRTTRやSDS以外にも自主管理の改善を支援する活動として、このようなリスク評価手法の研究開発や人材育成事業を実施してございます。

6ページ目をご覧ください。その中で来年度から実施する新しい研究開発プロジェクトについてご説明いたします。化審法40年間の運用で、国や企業に蓄積された動物実験のデータ、それから遺伝子とかタンパク質といった細胞レベルの最新の研究データを用いて、人工知能を使って解析することによって、これまでの予測ですと化学構造だけを考慮していたために適用範囲が限定されていたのですけれども、こういった新しい知見を使いまして、毒性があらわれるメカニズムそのものに基づいた予測とすることで、未知の多種多様な構造をもつ化学物質に適用可能な予測手法を開発していきたいと考えております。

現在、慢性毒性試験の前に、一般的にスクリーニング毒性という試験が広く行われておりまして、これを代替することを目指しておりまして、将来的には化審法での適用も想定しながら、長期的な視点で取り組んでまいりたいと考えております。こうした予測手法の確立によって、動物実験が不要になりまして、開発段階での安全性評価が大幅に効率化されます。

下の図は、機能性化学物質の新規の開発が盛んに行われている川中段階の現状なのですが、現在、数十種類の候補物質を合成した後で、安全性試験にとりかかっております。そうすると、上市までに3年間の開発期間を要することになるのですけれども、将来的には一番下の図にありますとおり、合成しようとする物質の設計段階で毒性予測が可能になることで、開発期間が3分の2に短縮でき、また研究費の20%ほどが安全性試験にかかっているとされていますが、こういったコストの削減も可能になります。こういったことにより、競争力のある機能性化学物質の国内での研究開発を促進されることを期待し

てございます。

また、これまでの研究開発の取り組みについては、7ページにありますとおり、ナノ材料のスクリーニング毒性試験の開発、その国際標準化に向けた取り組み等を実施してきましたほか、8ページにありますとおり、さまざまなリスク評価のツールを開発してございます。事業者がP R T Rデータを使いながら、その事業所の周辺の環境中の濃度等をシミュレーションができるようにしてございます。

最後、9ページですけれども、人材育成に関する取り組み。企業において化学物質管理を担っていける人材を育てるためには、まず大学におけるリスク研究を活性化させ、またその過程で学生に研究意欲を高めつつ、リスク管理の素養を身につけさせることが大事だという考え方に基きまして、また一部の意見なのですが、現在の大学の研究と企業が本当に活用したいと考えている研究の成果の間にミスマッチがあるのではないかというご意見もあって、そういう問題に対応するために、企業と大学が連携してリスク研究事業を行うことに対して助成制度を実施してございます。

以上でございます。

○山内化学物質管理課長 続きますので、資料3-2についてご説明をしたいと思います。資料3-2、ページをめくっていただきまして、2ページ目。今、化審法と化管法、オゾン法、フロン法の一部につきまして、施行状況、それから現在の政策課題についてご説明をいたしました。

実は我々、これ以外にも化学物質管理の法制度というところだけでお示しをしますと、2ページ目にありますように、化学兵器の禁止に関する化兵法、それから水銀汚染防止法、フロン排出抑制法というものも運用させていただいております。これに加えて、最近の国際的な取り組みもあわせてご説明をさせていただければと思います。

3ページ目でございます。化学兵器禁止法でございます。これは、化学兵器禁止条約の担保ということでございますけれども、1つ目の丸のところに書いてございますように、基本的には国際機関、化学兵器禁止条約の事務局になりますが、そこに各事業者さんから化学兵器禁止法に基づいて届けていただいたデータを国際機関に申告する。申告すると、平均すると毎月1回ぐらい、国際機関から査察団がまいります、各事業所におきましてきちんと申告どおりの製造活動がされているのかというところの査察が入ります。

ここへの対応というのが法律の大きな運用の事項になりますけれども、そういった中で上から3つ目の丸でございます。この条約につきましても、5年に1度、条約の運用の見

直しという議論がされています。次回は2018年に予定されておりますので、こういったところで化学兵器の禁止法の趣旨にのっとり、ただ過度な負担にならないようにということで、今調整・検討を進めているところでございます。

続きまして、4ページ目がフロン排出抑制法でございます。先ほどモントリオール議定書につきましては、基本的に特定フロン、代替フロンも含めて、生産、使用に関する規制がかかるということでございますけれども、我が国におきましては、特定フロンのみならず、代替フロンにつきましてもフロン排出抑制法、昔はフロン回収破壊法とってまいりました。こういった取り組みを世界に先がけてやっております。特に平成29年4月からはフロン排出抑制法という形でフロンをつくることから、エアコンのようなものでございますけれども、フロンを使う装置をつくるメーカー、最後、使用する段階での使用者に対する対応、回収、破壊、再生するというフロンのライフサイクル全体にわたる取り組みをお願いしている仕組みを運用してきています。

そのうちの幾つかご紹介いたしますけれども、5ページ目がフロンガスをつくっているメーカーに対する措置になっています。要するに、フロンについて回収、破壊、再生、漏洩がきちんと対応でき、そしてフロンの温室効果の低い代替フロンへと代替が進んでいくことによって、フロンのガスメーカーについても、このグラフにありますように、使用の計画、見通しが立てられていく。それによって、2020年度に約4,319万CO₂換算トンとありますけれども、こういったところに削減ができていくのだろうという計画をつくっていただきまして、これのフォローアップをする仕組みになっています。

先ほどモントリオール議定書のところで、我が国の削減のスケジュールと見通しがございましたけれども、その実線の部分につきましては、フロン排出抑制法で手立てをしているものをそのまま引いているところでございます。

6ページ目は飛ばさせていただきます。8ページ目から水銀に関する水俣条約。これは、昨年もここでご紹介いたしましたけれども、条約の担保法自体は全て部会で制定いただいて、その後、政省令その他のものも制定して、我が国は締結を既にしております。今現在、36カ国が締結しております。条約発効は50番目の国が締結した日から90日後に発効ということになっておりますので、うまくいけば今年の一定の時期に発効するのではないかなと思っております。

その措置は、9ページ目に書いてありますように、水銀を掘ってくるところから環境への排出、それから水銀の使用、貿易、廃棄というところ全てに枠がかかる措置となってい

ます。

このうち10ページ、水銀使用製品の製造等に関する措置ということでございまして、これは条約で定められています電池、スイッチ、ランプといったものについて、我が国の技術、実情に照らして、条約よりも厳しい水銀含有量の基準を設定していたり、製造禁止の時期につきましても、前倒しをして実施するというところで、今取り組みを進めているところでございます。

11ページ目が去年と違うところで、去年1年間の成果の1つでありますけれども、水銀等による環境の汚染の防止に関する計画を政府で立てて、この計画に基づいて関係府省庁が連携して取り組んでいこうということで、これは既に公表させていただいているところでございます。

12ページ目は、制度構築ワーキンググループでご議論いただいた成果でございますけれども、水銀を使用している製品につきまして、それが結局廃棄物になったときにうまく分別排出、分別収集ができるようにということで、事業者の方をお願いして、分別回収のために必要な表示等の情報提供をしていただくということで、具体的にガイドラインを定めさせていただいています。

今後の予定ですけれども、13ページ目、先ほど申し上げましたように、恐らく条約の発効が今年中にあるのではないかと思います。その後、恐らく締約国会議も開催されて、具体的な国際的な条約の運用ということが始まっていくのではないかと思います。先ほど申し上げました水銀を使用する製品、電池とかランプの製造、輸出入の規制が2018年、来年の1月1日から順次行われていくということになっております。

最後、国際的なところでございますけれども、15ページは、我が国の化学産業のサプライチェーンがアジアを中心に展開している中で、アジアとの関係を構築していこうという取り組みのご紹介でございます。

16ページ目でございますように、アジアの国々におきましても、化学物質管理の規制が次々に導入されています。他方、我々の聞いているところ、それから各国の政府と話をしても、運用にかなり苦労されている。逆にいうと、運用に不透明なところがあるということも問題と認識しています。

その観点で、我々、化審法その他の化学物質管理で得られてきている知見、経験を伝えていくことによって、スムーズに化学物質管理の制度を回していただきたいという取り組みでございます。

具体的には、18ページ目に飛びますけれども、昨年から日本とASEAN諸国におきまして、1つ共通の物質のデータベースをつくってございます。これは、NITE（製品評価技術基盤機構）に運用をお願いしておりますけれども、ある物質について各国でどのような規制措置がかかっているのかということがこの1つのデータベースでみることもできるといえるものになっています。

今のところ、使用言語としては英語になっておりますけれども、各国の言語も一部使えるということになっておりまして、実際、使われ方ということであると、日本からのアクセスだけではなくて、ASEANからのアクセスその他も寄せられていると聞いております。

そういったことも含めまして、19ページ目に各国の機関との2国間の協力ということも進めさせていただいているところでありまして、そういった中で我が国の官民を通じた協力でスムーズにアジアでの化学物質管理が進められていくように心がけて取り組んでいるところでございます。

私からは以上でございます。

○林委員長・会長　　どうもありがとうございました。これで事務局からの全体のご説明をいただいたことになりまして、これからご質問ということになります。

まず最初に、ご質問を受けたいと思うのですが、今、事務局からご説明がありましたことについて、質問のある方、どうぞ名札を立てて発言を求めていただければと思います。どなたかご質問の方。どうぞ。

○有田委員　　ありがとうございました。資料3-2の3ページの現在、2018年第4回運用検討会議に向けというところで、先ほど過度な負担にならないようなというご説明があったのですが、過度な負担にならないというのは、どこの部分が過度な負担にならないのかという質問。

それから、5ページの温室効果ガスが代替フロンからHFCになると、今後、切りかえていくと、温室効果は高いけれども、オゾン層は破壊しない。そうなったときに、温室効果が低いとおっしゃった。もう一度説明をお願いしたいということと、10ページに関して、東京都などのパンフレットは、私たちはずっとボタン形電池と書いてきたのですが、薄いのはコイン形電池で、小さいのはボタン形電池だという説明のパンフレットをつくっているので、ボタン形でひょっとしたら間違うというか、小さいのだけ何か気をつけられればいいと思う人がいるのではないかとということで、別にこの資料が間違っているということでは

なくて、そういうところも少し説明を入れたほうがいいのではないかとということだけです。

○林委員長・会長 ありがとうございます。それでは、事務局から。

○杉内化学兵器・麻薬原料等規制対策室長 1点目の運用検討会議の関係なのですが、技術等の進展があつて、例えばバイオの手法を使って化学物質が作れるようになってきているものも以前に比べて大分広がってきていると思うのです。運用検討会議に向けましては、技術の進展なども考慮した、対象が今の範囲で大丈夫かどうかという観点からも少し提案されたりしているところなのです。その中でも化学兵器の条約に照らしまして、リスクがある部分とリスクが余りない部分があるかと思うのですが、リスクの評価もきちんとあされて、対象とするべきものは入るけれども、余り広過ぎて関連が薄いものまで入ってしまうと、事業者さんの申告ですとか査察を受ける負担だけがかかるようなことにならないように、その辺を見極めながら議論に必要な意見等は申し上げていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○米野オゾン層保護等推進室長 引き続きまして、フロンの温室効果の低い、あるいはフロンではないものへの切り替えといったことの説明でございまして、説明しました資料ですと、4ページの1枚の絵がありますが、例えば右上に冷媒転換の促進、ノンフロン、低GWP製品の転換と書いてございまして、その2ページ後をみていただければと思います。1つの例でございまして、専門的な用語になりますが、R410AとかR32というのは冷媒番号でございまして、例えば家庭用のエアコンディショナーですと、この2～3年前まで一番一般的だったR410Aというのがございまして、括弧の中、2090と書いてございまして、これがいわゆる温室効果、CO₂を1としますと、同じ質量で2090倍あると。それと同じような温室効果があるのですが、R32というのがいわゆる低GWPということで、同じ代替フロンではあるのですが、冷媒番号が違うもので、技術開発等をしまして、R32ですと675、約3分の1に切りかえが実際に進んでおります。このことによって、100グラムの同じ冷媒を使っても3分の1になるといったものです。

あるいは、4つほど下にRのついた冷媒が幾つか並んでいる下にCO₂を冷媒として使うといった、これには用途によって使えるもの、使えないものがあり技術開発しておりますけれども、このCO₂ですと温室効果は1ということで、フロンではないノンフロンに切りかえていっている。こういった取り組みによって、全体としていわゆる温室効果の低いもの、GWPの低いものや1のものに切りかえをしているということでございまして。

○山内化学物質管理課長　　ご指摘をいただき、ありがとうございます。水銀ですけれども、まず最初にかたいことを申し上げると、実はボタン形電池とコイン形電池は、2つ存在してしまっているのが実態です。

ボタン形電池には、ここに書いてあります幾つかの種類がありまして、この電池の中には、基本的に水銀が含まれていないしは含まれていたものでございまして、コイン形電池というのはこれよりももう少し平べったい形をしたものでございまして、これはもともと従来から水銀が使われていないものであります。なので、規制をするときにはこういう言葉を使うことになります。

何が起きているのかといいますと、電池工業会さんとか自治体さんで集めていらっしゃる時には、きっと銀色の電池をもってきてくれということをお願いして、逆にいうと、回収してきた銀色の電池の中で、コイン電池が結構入っていて、そこから水銀を抜くというときには、逆に邪魔になる存在になるのですけれども、そのようなことが起きているということだと思っています。

なので、我々、ボタン電池だけを集めるよりは、銀色の電池について十分注意してほしいという意味も込めて情報提供をお願いしていきたいと思っています。

○有田委員　　それで混乱が起こったので、コイン形とボタン形というのはこういうことですよというのは機関誌で出したのですけれども、一緒に思っているとか、要するにそれならそれでこういうものは気をつけて回収しましょう、おもちゃの中の小さな厚みのあるのは気をつけて、例えばテープでとめて出してくださいということをやっていないといけないと思ひまして、昔はある程度の大きさがあつたら、大きいのもボタン形といっていた時期もあるのです。そこを確認させていただきたかったのです。これが間違っているという意味ではなく。

○林委員長・会長　　どうもありがとうございました。何回か前にリスクコミュニケーションのところでいろいろ議論したことがあつたと思うのですけれども、こういうものも正確な情報をどのようにコミュニケーションしていくかというのが大事なのだらうなと思います。

ほかにご質問よろしいですか。どうぞ。

○大石委員　　ありがとうございます。フロンのところ、これは質問というか感想なのですけれども、フロン削減にあたっては、製造のところをきちんと把握すると同時に、回収を確実に行って、再利用するか破壊するかをしなければいけないと思うのです。しかし現状ですと、家電リサイクル法の中でのエアコンからのフロンの回収については、工業用

とか業務用の場合には指定されているのですが、家庭用のエアコンのフロンの回収については、きちんと法律の中で規定されておらず、回収をきちんとしなければならないという縛りはどこの法律にもないという話を聞いております。家庭用でのエアコンの中のフロンの回収については、家電リサイクル法できちんと入れ込むことにするのか、そうでなければ、フロン排出抑制法で入れ込むことが必要ではないかなと思っております。そのあたりが現状どのような話になっているのかお聞きしたいと思って質問いたしました。

○米野オゾン層保護等推進室長 委員のご質問を私も誤解しているかもしれませんが、フロン排出抑制法で回収をしているのは業務用エアコンで、家庭用のエアコンにつきましては、家電リサイクル法に基づいて廃棄された時にきちっと回収するよという形になっているという理解なのです。

例えば業務用のものにつきましては、仕組みとして、きちっと回収して、破壊するというのが義務づけられているわけですが、なかなか回収率が上がらないということに対し、今回の排出抑制法が施行されまして、いわゆる管理者の方々がフロンを使った業務用のエアコン等について、きちっと管理しないとイケないという意識が向上しまして、多少回収率は上がってきてはいるのですが、まだなかなか十分回収されていないのではないかといいことがございまして、フロン排出抑制法の実施状況全体を見直していく中でその検討もしていかないとイケないと考えています。

一方、家庭用につきましては、使用時の管理というのはまさしく一般消費者の方に任されておりますが、最終の回収のところは、廃棄時には家電リサイクル法できちっと回収しまして、フロンを抜き取ってそれを処分するというすみ分けになっていたと理解しております。

○崎田委員 今回の関連のところなのですが、実は私も後ほど意見で発言しようと思っていたのですが、つい数日前に家電リサイクル法の実施状況をチェックするという年に1度の会議がありまして、私も参加させていただいたのです。そのときに、家電用品目の出荷台数分の回収率の数字が52.2%ということで、目標56%に向かって粛々と動いているのですが、その中でエアコンだけは大変低くて、28.6%という数字で、それが全体を非常に下に下げているということがデータとして出てまいりまして、私ももちろんリユースとしてほかに回ってくとか、きちんとしたもの、あるいは抜け道に行ってしまうもの、両面あって、なかなか把握しづらいのだと思いますが、やはりこの辺はいろいろな全体の課題として検討していくことは大変重要だと思っておりました。コメントに

なってしまいましたけれども、関連ということでよろしくお願ひします。

○林委員長・会長　　どうもありがとうございました。はい、どうぞ。

○有田委員　　関連で質問なのですけれども、これも6ページになると思うのですが、今、大石さんから出されたようなことを数年前に経済産業省の会議でヒアリングなどがあつたときに、家庭用のエアコンディショナーを含めて4割ぐらいの回収率だと聞いていたのです。

それで、それをもっと上げていかないといけないけれども、業務用であればとりつけの人の資格などという話を聞いていました。家庭用の業者の技術的な問題もあるだろうから、資格のようなものも考えていったほうがいいという議論が数年前あつたような気がします。崎田さんが数字を出されたので大体分かつたのです。逆に数字を上げていくということの努力として、それに関連した資格もどこかで議論されているのかということをお教えください。ここの議論とは直接関係ないかもしれませんが、フロン回収に向けての別の動きがあるのかどうかというのを教えていただきたいと思ひます。

○林委員長・会長　　関連ですか。

○辰巳委員　　家庭用のエアコンで回収率が低いという原因の1つに、アパートなどの建物のエアコンで、もしエアコンをとりかえるならば回収されるのだけれども、建物を壊すときには一緒にエアコンもつぶしてしまうということが結構あるという話を聞いておりました、その辺も一緒に検討していただかないといけないかなと思ひます。

○林委員長・会長　　事務局から何か。

○米野オゾン層保護等推進室長　　どうしても私の場合、業務用が中心の説明になって大変恐縮でございますけれども、使用時、廃棄時両方本来であればきちつと回収されないといけないということだと思ひているのです。

本来、業務用に対するこちらのフロン回収破壊法から改正した排出抑制法では、例えば業務用の場合、取り壊すときに取り壊し業者さんがきちつとこういつたフロンの入つた機器があつて処分をしてくださいという説明を、取り壊し業者さんがやるという形にはなつてはいるのですが、実態としましては、いわゆる無色無臭、実際回収に行つたときにはいつ抜けたか分からないといった実態があるので、そういったものについて、いろいろ検討すべきではないかというのは、業務用が中心ではございますが、そういった検討はしてあります。

また、例えば冷媒が変わりますと取り扱いが変わりますので、技術者の方々の技術向上

といったことについては、我々もいろいろと努めさせていただいているところでございます。

○山内化学物質管理課長　いろいろご指摘をいただいて、ありがとうございます。我々、フロンの世界については、業務用のものと家庭用のものということで、それぞれ使われ方が違うので、違う制度になっているというところでございますけれども、フロン回収破壊法がフロン排出抑制法という形で、ガスメーカーの使用合理化の計画もみていかないといけないというところでございますので、逆に言うと家庭用のもの、業務用のものもそうですが、そういったところで思っているよりも漏洩が多いとか、回収ができないということになりますと、川上に戻ってくる話だと認識しておりますので、関係の局とよく相談して、全体としてフロンの排出、生産、消費を減らしていくということに取り組んでいきたいと思っています。

○林委員長・会長　座長から素人的な質問なのですが、業務用と家庭用は大体どれぐらいの割合なのですか。

○米野オゾン層保護等推進室長　台数は家庭用の方がかなり多いのですが、手持ちで正確な数字を持ち合わせていないので、少し調べさせていただければと思います。

○佐藤製造産業局審議官　分かれば。

○林委員長・会長　では、これは置いておきまして、そのほかにご質問ございませんか。——ご質問がないようでしたら、時間も大分たってきましたので、ご意見も伺っていきたいと思います。今日はかなり広範なご説明があったと思いますけれども、どんなところからでも結構ですので、ご意見をよろしく願います。まず、織委員から。

○織委員　順番に挙げたほうがいいかと思います。

まず、化審法の改正の資料1に関して、19ページなのですが、法案の合理化案のところなのですが、基本的な考え方はこれで大変結構だと思います。全国数量上限を決めているのに合わせて、数量調整の問題を企業からニーズがあって改正してきているということに排出係数を使うということは、考え方としては非常に賛同するものなのですが、問題は排出係数がうまく適用されるかどうかというところにかかっていると思うのです。

つまり、排出係数は用途ごとに排出係数を割り出しておりますので、用途が事業者から出てこない限り、排出係数がうまく計算できなくなってしまって、結局、またバッティングが起り得ると思うのです。ですから、そこら辺の担保をどのようにするかというのは、

詰まるところ事業者の方に用途をきちっと教えてくださいねというか、その周知徹底にかかっていると思いますので、考え方としては非常に結構だと思うのですが、事業者の周知徹底をしっかりとやっていただきたいということと、やっていただくようになっているのかなというところが質問でもあり、コメントでもあります。

もう一点なのですが、軽く流されてしまったのですが、18ページの新規化学物質の審査制度のさらなる合理化というところなのです。ここは、前年度も引き続き検討しているところだと思うのですが、結局、今の新規化学物質の中で難分解性のデータまで必要なかどうかを物質ごとにやっていくというのもうそろそろ変えていいのではないかと思っています。カネミ油症から始まって、一特の考え方に来ていますが、世界的な流れの中で難分解性データが必要なかどうかということを含め、合理化についてももう少し物質ごとにきちっと検討していくことが必要なのかなというのが1点です。

もう1点、リスク評価が余り進んでいないのではないかと、ここがよく言われているところなのですが、進捗度合いももちろんそうなのですが、リスク評価を行っている効果もきちっとこういう場で説明していただきたいと思っております。

というのは、リスク評価を行うことによって排出係数が出てきたので、だからこそ今回の法改正につながっている排出係数をベースにしながら、数量調整についてストップをかけることができたという因果関係があるわけです。ですから、リスク評価をやったことのメリットということもできれば整理して、こういう審議会の席でお話しいただければと思います。

以上4点です。

○大西様（勝呂委員代理）　　まず、化審法についてでございますけれども、今回、特に少量新規、低生産量新規化学物質について、全国の上限の設定で環境排出量の考え方の導入をご検討いただきますことを業界といたしましても大変ありがたく思っております。まずは先生方にお礼申し上げたいと思います。

今、少し話題に出ましたけれども、私ども、化成品工業協会という立場でございます、ちょっと気になるころとしましては、まさに今おっしゃった用途情報の正確性の担保というところでございます、特に確認制度の申出に際し、事業者から追加情報を求めるなど、国が用途情報を厳密に把握できる体制の構築について、速やかに検討すべきであるというところが少し気になってございます。

事業者の立場で危惧いたしますところは、用途情報が必ずしも簡単に入手できるものではないということでございます。入手は簡単だという誤解があるようであれば、その誤解を解いていただきたいということでございます。

この件につきまして、まず第1に、用途情報をもっているというのは誰かと申しますと、化学物質を実際に使用するのは我々製造・輸入業者ではなくて、川下の顧客、それも直接の納入先ではなく、さらに川下の顧客というケースがほとんどでございます。したがって、川下の顧客に用途情報を開示いただかなければならないという問題が1点目としてございます。

次に、用途情報というのは、重要な技術情報に当たるということでございます。知的財産として、あるいは営業秘密として、本来は特許法あるいは不正競争防止法等で保護されるべきものであります。ですから、川下の顧客に尋ねたところで、簡単には開示いただけるものではないということでございます。

私ども、化学物質の製造輸入者は、実際の使用者から営業秘密に係る、C B Iに係る事項を開示してもらう必要が出てくることになります。我々、製造輸入者が川下ユーザーから用途情報の開示を受ける場合には、秘密保持であるとか、目的外の使用の禁止、譲渡禁止、無断実施の禁止、改良、応用の禁止等の条項を規定した厳格な契約を交わすというのが通例でございます。

会社間の取引ですので、時間、手間がかかるわけですが、結んだものにつきましては、事業者同士がしっかりとした信頼関係を築いた上で、確認した用途以外には使用しない、展開しないという条項をしっかり明記した契約を交わすことになりますので、このような手続を踏んで開示を受けた用途情報は、十分に信頼に足る正しい情報であることを、まずはご理解いただきたいと考えております。

それから、国が用途情報を厳密に把握というところは、事業者の立場からも十分理解するところではございますが、その仕組みが事業者にとって、過度にややこしい書類とか資料を求められることがないような工夫をぜひご配慮いただきたいと考えてございます。

今回は、用途情報のみに絞って意見を述べさせてもらっていますが、用途情報以外のC B I等につきましても不具合が生じてくるいろいろなケースが想定されますので、今後の具体的な仕組みづくりにおきましては、ぜひとも私どもも加えていただいて、さまざまな観点からのC B I保護について私どもの意見も反映できるような形で進めていただけるようお願いいたします。

過度の負担の例がどういうものかといいますと、例えば、実際の使用者の代表者印を押した用途確約書みたいなものを求められるとなった場合で、製造輸入者が中小企業、実際の使用者が、トヨタとかパナソニックとかいわゆる大企業である場合を想定していただければ分かりやすいと思うのですけれども、その中小の企業が大企業の代表者印のついた確約書を求めるというのは、大変実務的な負担であるとか多大な時間、労力、手間を強いられるということになりまして、折角、環境排出量といういい制度を導入いただきましたけれども、使い勝手が悪い、あるいは機能しないということも懸念されます。ぜひこれらの点をご配慮いただきまして、改正に向けたご検討を進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

○林委員長・会長　　ありがとうございました。先に崎田委員。

○崎田委員　　ありがとうございます。今ご発言があったので、そのことに関して資料1の化審法に関して一言申し上げると、少量新規とか低生産量新規の1トン、10トンを全国で縛ると、産業界の皆さんのこれからの発展は非常に難しいのではないかというご提案があつて審議してきました。

私も審議に参加させていただいていますけれども、やはり環境排出量で1トン、10トンとやるには、それだけ排出係数と用途情報がきちんと把握され、管理され、ある程度環境的に大丈夫というみんなの信頼感があつてこそ、この制度の改正は成り立つわけです。

やはり過度な情報を求めると厳しいという産業界のご意見は今伺っても本当によく分かりますけれども、社会的な信用というか信頼関係が維持できるような情報を一歩出させていただくという検討をこの後、制度的には方向だけ今とまって、詳細の検討は今後ということになっているわけですので、ぜひそこできちんと意見交換して、社会的にも納得するような形で決めていただければ大変ありがたいと思っております。そこは、見直しの意見交換のところでも非常に課題だったので申し上げさせていただきます。

今、それも申し上げたので、残り2つになりましたけれども、意見を申し上げたいのは、化管法のデータの発信などが随分細かくなってきたのですが、化管法のデータを活用して、地域で削減してきたという取り組みが都道府県内の市町村でいろいろ進んできていると思いますので、最近のいい例などが分かりやすいように今後発信していただければありがたい。

P R T R制度ができたときに、自治体からの要請で地域のリスク削減のためのプロジェクトにかかわらせていただいたことがあったのですけれども、やはり制度のスタート当初

だったので、結構苦戦をしたというか大変でした。それを地域の向上に生かしていただいたりあれでしたので、最近どうなっているのかということもきちんと共有して、化管法をより発展させるという流れにもっていければうれしいと思っております。

なお、今回の化管法のデータの中でGHSの文言が出ていて、一言。日本の今の状況は、GHSの制度は事業者さんの中で活用するになっておりますけれども、国連でこの合意ができて、広めていこうと。二千何年かにできたときには、特に事業者に限っているわけではなく、消費者製品とかそういうところにも全体に活用することを想定しながら制度は合意してきたと思いますので、やはりどこかの段階で消費者が使う化学製品ということにも制度の広がりがどのように考えられるのかというのをちゃんと検討課題に入れておいていただければ大変ありがたいと思っております。

先日、化学物質の政策会合で日本の化学物質に関する環境学習と海外とどのように今なっているのか、あるいは制度が違っているのかなどの意見交換があったときに、海外のいろいろなものを例に拝見したときに、分かりやすいマークをうまく活用しながら、環境学習の教材ができていたりというのを拝見しましたので、やはりそういう検討はぜひ課題の中に入れていただきたいと強く感じました。

もう一点、最後なのですが、やはりライフサイクル全体でみていただくというのが、全体の状況把握とか社会にとっても今それがどうなっているのか分かるときに大変重要だと思っております、私は水銀に関する水俣条約の最後の資料3-2で、今回の水銀対応に関してはライフサイクル全体でということで、委員会は排出と製品と廃棄が分かれてやりました。この後の制度の進捗管理は一元的にやっていこうという形で取り組んでいきますけれども、私はその流れは素晴らしいと思っております、きっと事前のいろいろなデータ把握とか大変なことは多いと思うのですが、社会の流れを全体に共有する上ではいい動きだと思いますので、ライフサイクル全体の管理がどういうところが大変なのかというのもちろんうまく検証しながら、よりよく発展させていただければと思っております。そういうことが先ほどのフロンのお話にもつながっていくのかなと思いました。どうぞよろしくをお願いします。

○淡輪委員　今、化審法見直しについて、特にリスクの観点でいろいろなお意見が出ております。化学業界の立場で少し全体に意見を述べさせていただきたいと思っております。

ご説明がありました少量新規並びに低生産量新規化学物質に関する特例制度の合理化は、日本の化学産業界、とりわけ中小企業、それからベンチャーといったところにとって、事

業機会の拡大につながっていくと。また、多くのサプライチェーンにかかわるユーザーにとって、日本の産業力の強化につながるものと高く評価しております。

少量新規、低生産量の化学品というのは、主に電子、半導体材料等の日本の先端技術に供される原料、中間体が多いわけです。ご提案の合理化案は、化学産業のみならず、多くの産業界にとって競争力の強化につながるものと確信しております。

ただ、一方で産業界として実質的なリスクの最小化に向けたさらなる努力が必要であるという認識を強くもっております。具体的には、化学業界では国際化学工業協会協議会、I C C Aと呼んでおります。これをベースにして、レスポンシブル・ケア活動、それから各社が自社の化学製品を対象にリスク評価を行いまして、リスクベースでの適正な管理を実施しております。安全性リスクと管理方法に関する情報を社会一般に公開することを通じて、サプライチェーン全体での化学品のリスクを最小化しようという実質的な取り組みでございます。グローバルプロダクト戦略、G P Sと呼んでおります。これを積極的に推進しているところであります。

あわせて、当協会では新たに環境、健康、安全、E H Sに関する日本化学工業協会基本方針を定め、諸活動に取り組んでおります。そういった意味では、業界でリスク管理の視点でいろいろな活動を進めているということでございます。これは、さらに積極的に進めていく必要があるという認識でございます。

○林委員長・会長　　どうもありがとうございました。本田委員。

○本田委員　　ありがとうございます。今、リスクの推進とか先ほどはリスク評価の効果のご意見があって、いずれもなるほどと感心させていただく次第です。

私もリスク評価というキーワードに関して一言だけ意見を述べさせていただきたいと思っております。資料1の18ページの1なのですけれども、先ほどもお話が出たかもしれませんが、リスク評価の着実な実施というところでございます。中身を拝見しますと、これは恐らくリスク評価にまだ至っていない物質で、暴露レベルが高い、リスクが高そうだと懸念されている物質について、情報を出していただくという話になっているのですけれども、情報を出していただいて、リスク評価にどうつながるのかなと。その間をつなぐところをどうやってやるのかなというところについて、もう少し具体的に記述というかご説明いただくとより分かりやすいのではないかと思います。

例えばこの辺でなかなか進んでいない物質としては、洗剤、界面活性剤とかいろいろまぜものになってしまっているものがあると思うのですけれども、そういうものの有害性情

報を戴いたあと、どうやって整備するのか、例えば、あるかたまりごとにグルーピングして分けるのかとか、混ぜものが環境に出ていったときに、混ぜものゆえの暴露があるのではないとか、調べなければいけないことはいろいろあると思うのですが、そういうことに対してどういう取り組み、考え方、アプローチをなさっていくのかという具体的なご説明、要するにリスク評価につなげていくアプローチについて記述があると、より説得力があるのではないかと思います。ありがとうございます。

○林委員長・会長　　どうもありがとうございました。先に東海委員。

○東海委員　　ありがとうございました。短いコメントを述べさせていただきます。全体として、どういう方向で化学物質管理が進んでいるのかということに関しまして非常によくわかりました。

印象を申し上げますと、全体として化学物質管理においては、リスク評価手法が担う役割の比重が増大する方向に移ってきていると受けとめた次第です。しかしながら、一方で今のスクリーニング評価を含めたリスク評価の手法体系自体は10年ぐらいの歴史をもって、その当時の知見でフレームワークは作られたものであるということもまた事実ではないかなと思っております。

そういう意味からいたしますと、先ほどの化審法の改正に伴って、少量新規あるいは低生産量新規における用途情報をより精密な情報提供がなされることが前提であるといったところを考えますと、リスク評価の手法自体もまた進化といいますか、リスク評価手法自身のイノベーションという観点での今後の研究開発の戦略もまた重要ではないかと感じた次第です。

かつて、環境経由で、高山のような非常に高いリスクを対象とした法体系から、物質全体を取り上げて、いわばリスクの高い物質はある程度削減できた後で、残ったものは高原状のようなリスクとイメージできます。この高原状のようなリスクをいかに評価するかという観点で、A I等を導入した有害性のデータをいかに整備していくかという研究開発を最上位に設けられたということは、本当に理にかなったタイムリーな課題であると思うのですが、一方で先ほどのような用途情報は特に暴露にかかわるところでもありますので、その辺の有害性のデータと暴露に関するデータのバランスをとった形で進めていけることが、今後の化学物質全体のリスク水準がいかなるレベルにあるのかということ把握しつつ、優先的な課題を執行していくということにつながっていくのではないかと感じた次第です。

以上です。

○林委員長・会長　ありがとうございます。有田委員。

○有田委員　先ほど織委員がおっしゃった用途情報に関してですけれども、崎田委員と同様に私もこの検討会の場におりました。それで、最後にまとめるときに、全員とはいいいませんが、ある程度懸念を示される、それから私も今後の対策というか対応が必要だ、そこがしっかりしていて、こういう方向性に行くのは、規制緩和というか、合理化策ということで、仕方がないですねという意見を言った覚えがあります。

残念なのが、今後にこういうことを行うことを前提にという検討の前に、事業者側からこういうことをやってほしくないということではなくて、以前のジャパンチャレンジのときの様に、要するに情報は守り、その上で事業者も協力しながら進めていくということがあったと思うのです。ですから、その部分がちゃんと前提にあって、私たちはこういう場に来て、信頼関係をもつ。その中でこういうことを進めてくださいと言っているのです。けれども、簡単ではないとか、そういうことは十分わかっているし、それから海外の大きなアジアの国の名前も出るのですが、そこは数量を出したらすぐにいろいろ真似するというのは十分承知しています。私たちが合理化案に仕方がないと思った前提としては、事業者の方がちゃんと情報を出すので信頼してくださいと常に言ってこられた。今日は、庄野委員は全然発言されていませんけれども、いつもそのような発言をされるので、それであれば仕方ないということだと考えたのです。

ですから、私は織委員から出た用途情報は重要だと思っていますので、改めて事業者の方もその部分はきちっと協力していただくということで、合理化案を進めていただきたいなと思っています。

○林委員長・会長　ありがとうございます。

○庄野委員　ありがとうございます。ご指名をいただきありがとうございました。申し訳ございません。

今回、全般的に産業界にとってもある意味では前向きな話なのですけれども、今、皆さんからご指摘いただいたところは、やはり産業界としてそれなりの信頼性の高い情報を皆さんにご提供する必要があると思います。それが結局、我々の事業活動にとってもリスクの低減につながるはずだろうと思います。これから皆さんに対して、我々産業界の皆さんに対してもお願いしたいと考えています。

そういった意味では、今日ご提案があった例の人工知能も我々がデータを提供してい

なければいけないと思うのですが、我々としても前向きに捉えて、そういった情報を提供して、アセスメントの方法を確立して行って、リスクを減らしていくという取り組みをぜひしたいと思いますので、ぜひご理解をいただきながら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○林委員長・会長　　ありがとうございました。では、辰巳委員。

○辰巳委員　　私は、違うことを言いたくて手を挙げていたのですがよろしいでしょうか。

1つは、今のにも関係するのかもしれないのですけれども、いただいた資料3-1の最後のページで、化学物質管理に関する人材育成の研究への支援というお話がありまして、その中でリスク研究も実用化とつながるところに支援していくのだというお話があつて、まさに経産省だなと思つたのですが、そういうことだけに偏らないでいただきたいなど。大学の研究というのは、広くいろいろなところをやりたい。それは、よその費用に委ねることなのかもしれませんが、こういう目的に向かつてこういうことだったら出すよということだけをここではおっしゃっているような気がしたもので何となく考え方が狭いなど思つてしまつたので、金額がどのくらいあるのか分かりませんが、1件しか書いていませんので、ぜひそんなに限定したものではない研究をしていただきたいと思つた次第です。

それとも関係するのですが、今回はこれから新たに環境内に投入される化学物質のお話だったり、あるいは過去に使われた事業者が自主的に今後管理していくというお話だったりと思つたのですが、もっと過去に投入された訳の分からない化学物質が出てくるというお話が今まさに築地移転のお話で出てきたりしておりますよね。あのように出てくるような土壌汚染の話だったりというのも、私からすれば環境や人への影響があると思つたりしますが、これは誰が誰に責任を求めていく話なのかというのが、この委員会とは全く違つと思つつつも、化学物質を扱う審議会ということで、教えていただきたいと思つた次第です。

○林委員長・会長　　ありがとうございます。大石委員。

○大石委員　　ありがとうございます。場所としては、今、辰巳委員がおっしゃつた資料3-1の9ページなのではすけれども、ここに化学物質管理に関する人材の育成と書いてある以上、対事業者ということではなくて、文系の分野での消費者とのコミュニケーションをどのようにうまく取り持ってくれるかという人材の育成がもっとあつてもいいのかなと思ひました。ですので、ここでは分野を限らずに、ぜひ広く化学物質管理に関する人材を

育てるいろいろな事業に取り組んでいただきたいというのが1つ。

それから、同じ資料の6ページに、今後実施するプロジェクトで、毒性関連ビッグデータを用いた人工知能によると書いてあるのですけれども、この中で開発が実現すれば、動物実験が不要になると。20%もの開発費の削減が図られる見込みだと書いてあるのです。確かに動物実験に関しては、今、倫理的消費ということで、日本では消費者の間でそれほど問題意識が起こっていないのですけれども、既に日本の大手のメーカーさんなどで、海外に向けて輸出するようなところでは、動物実験を用いない方法をとても全面に出していらっしゃる場所もあるので、ただ単に値段が安く済むということだけではなくて、そういう面でのこういう新しいプロジェクトが進められるということも一言入ってもいいのかなと思いました。

以上です。

○林委員長・会長 ありがとうございます。織委員。

○織委員 資料3-2の3ページの化兵器ですけれども、私、毎回委員会で化兵器の査察の重要性を何度も言わせていただいているのですけれども、化学物質の平和利用というのは、化学物質の利用の基本中の基本だと思います。

今回、資料の中にノーベル平和賞をきちんと入れていただいたのはありがたいなと思っているのですけれども、実は化兵器の査察を広く知らせようと思うと、企業の方から査察に入ったという、イメージがそれだけで悪くなってしまうので公表したくないという気持ちがあると思うので、国民全体で査察の重要性とこれが平和にどれくらい貢献しているかということをもっと理解してもらうために、そういった一般国民に向けて、査察の重要性、ノーベル平和賞も含めて、ぜひこの辺は強くアピールしていただきたいということを重ねてお願いする次第でございます。

最後の資料3-2の18ページのアジアなのですけれども、こちら、ある程度データベースができてきたのですが、実は実態、企業の方がどれぐらい本当に役に立っているのか、見えないところがありまして、できましたら産業界からこういう情報をもっと入れて欲しいとか、そういったところが欲しいなと思っているところであります。

さらにいえば、今、平たくいろいろな対象国、ASEAN諸国が増えておりますが、APECのカウンターパートナーの国によっては、すごくよく情報も入るのですけれども、それ以外のところがいまひとつ薄いという形なので、いかにデータベースを深掘りしていくかというのが次の課題になっていくかなと思いますので、骨組みができましたので、こ

れの有効利用に向けて、さらに深掘りに向けてもう少し検討していただければと思います。

以上です。

○林委員長・会長　　ありがとうございました。大分時間が迫ってきたのですが、全体をまとめて事務局から少しお答えをいただけますでしょうか。

○山内化学物質管理課長　　ありがとうございます。いろいろご指摘をいただきまして、この審議会、大変ありがたいなと思っています。

化審法について、用途確認、それから有害性と暴露のバランスが必要ではないかといったところについては、今後、ご指摘もありましたとおり、法律を運用していくに当たって、ルールを決めていくということをしたいと思っていますし、また厚生労働省さん、環境省さんとあわせての運用ということになると思いますので、そこでしっかり議論していきたいと思っています。

リスク評価が進展しているということが分かりにくいところについては、ご指摘ごもっともでございますので、我々が何をしてどこまでできているのかということについても、今後、お諮りをしていくとともに、社会にも伝えていく努力をしていきたいと思えます。

それから、人材育成、リスク評価を高度化するための取り組みが必要ではないか。人材育成の中で消費者に対してリスクコミュニケーションができるというところ、この資料にはこんな書き方をしていますけれども、実際、ここ数年にわたりそういったものも含めて公募しているところがございます。今ご指摘いただいたようなところも含めて、制度自体の周知がどうもまだ足りないようだと思っておりますので、取り組んでいきたいと思えます。

あと、ライフサイクル全体、それからベンゼンにつきましては、実際、水銀につきましてはああいう条約ができて、全体の管理というところがございますし、昔の話、レガシーがあるということであると、我々自身というよりは政府としての取り組みとして大切なPCBの話といったところで、実際、最後処理をしないといけないというところで、特別な枠組みをつくっているということが1つの勉強になるのかなと思っております。なので、化審法のストックホルム条約対応物質の管理も含めて、またいろいろ勉強していきたいと思えます。

全体はそんな感じだと思っています。また細かいところは各担当の室長からお願いした

だと思いますけれども、頂戴したご意見をできるだけ生かせるように我々としても取り組んでいきたいと思えます。

○米野オゾン層保護等推進室長　この前の質問で、宿題になっていた分の説明を。年間の出荷台数で申し上げますと、家庭用が年間おおむね800万台、業務用が80万前後ということですので、10対1ぐらいの比率で、年によって多少上下はあります。ただ、業務用はかなり大きなものまで含んでますので、台数ベースだけでは正確な比較になりませんが、今のところ、このような数字しか見つからなかったので取り急ぎ報告させていただきます。

○飛騨化学物質安全室長　幾つか個別のところでは補足させていただきたいと思えます。

最初に、少量新規と低生産の部分で、どのように運用するのかというところですが、既に何人かの方には説明していただいているのですが、事業者の方から用途情報をいただいて、それに排出係数を掛けていくということを想定しております。

どういうものなのかというのは、資料1の8ページをごらんいただきたいのですが、これは現在の少量新規の申出なのですが、右側に用途別に分類しているものがござります。今でも実は用途情報はいただいておりまして、我々、ここに書いてあるようなレベルで用途情報をいただいて、それに排出係数を掛けるということを考えておりまして、このレベルであれば、それほどC B I云々という話にはならないのではないかと考えております。

問題は、今は化学メーカーの方から情報をいただいておりますけれども、やはり使っている人が本当にそのとおりに使っているかどうか分からないということで、化学物質を使っている人から何らかの裏づけをもらうべきではないかという意見がござります。そこを産業界の方に負担をかけない形で、かつ信頼の得られる情報というものを、どのように集めるかというのが今後の課題だろうと考えております。

あと、難分解性についてはもう試験は要らないのではないかとご提案がございましたけれども、そういう物質も確かにあろうかと思えます。しかしながら、法律上の一特に相当するかどうかというのは、やはり分解性という情報が必要ですし、その後のリスク評価を進める上でも分解性がどうなのかというのは、必要になっていきますので、何らかのデータはやはり要るのだろうと思っております。

ただ、本当にフルに試験が必要なのか、これだけ知見がそろってきたのでQ S A Rでもいいのではないかとか、いろいろなご意見があろうかと思ひまして、そういうことも含めて、合理化できないかということについて現在検討しているところでござります。

あと、リスク評価でデータを求めて何に使うのかというお話があったかと思いますが、ご指摘のとおり、暴露クラスが高い物質について、リスク評価を進めたいと思っても、有害性情報がなくて、その先に進まないという物質がございまして、ここでは有害性情報について、産業界の方がデータをおもちであれば、それをもらう。場合によってはデータをとっていただくということをして、その後のリスク評価を進めていきたいと考えております。

また、洗剤のような混ぜものはどのようにリスク評価をするのかということがありましたけれども、確かに洗剤はいろいろな種類のものがあって、どういう単位でリスク評価をするのかというのは非常に厄介な問題です。特に洗剤の場合は、基本的には使った量の全量が環境中に出ますので、このリスク評価は避けて通れないものだと思っております。

今のやり方としては、いろいろ洗剤がある中で、有害性が同じであるというくりがでできるものを専門家の方の意見を聞きながらまとめて、できるだけまとめた単位でリスク評価をするということをやっております。

以上でよろしいでしょうか。

○佐藤製造産業局審議官　今日は、皆さん、どうもありがとうございました。大変積極的なご意見をいただいたと思っております、皆さんの関心の高さと事の重要性を改めて認識させていただいた次第でございます。

いただいた意見で個別にお返しできなかったものについても、しっかりテイクノートして、私どもの宿題として今後の我々の仕事、あるいはこれからの審議会にしっかりお答えできるように努めてまいりたいと思っております。

それで、全体のこれからの進め方ですけれども、ご安心いただきたいというか、しっかりやらせていただきたいなと思っております、審議会の運営をするに当たって、事業者の皆さんとはいつもしっかりと情報交換しておりますことに加えて、消費者の皆さんのご意見、それから中小企業やベンチャー企業さんのご意見、さらに全体の世の中の技術動向をいかにうまくバランスをとって制度をつくるかということ常々考えているつもりでございますので、基本的な方向は小委員会、ワーキングでも議論していただいたとおり、私は一致していると思っておりますので、それを踏まえながら、私どもとしてしっかりとした制度につくり上げていきたいと思っておりますので、そこは私どもをご信頼いただければ、大変ありがたいと思う次第でございます。

最後に1個だけ。土壌について土対法という法律がございますので、そちらで対応して、

それもまた別途必要があればお話を。

いずれにしましても、今日のご意見をしっかり踏まえて仕事を進めていきたいと思しますので、どうか今後ともご指導をよろしく願いできればと思う次第でございます。よろしく願いいたします。

○林委員長・会長　まとめていただきましたので、今日いただいた貴重なご意見は、今後の運用の面で十分活用していただきたいということを最後に申し上げて、マイクを事務局にお返ししたいと思います。

○山内化学物質管理課長　ありがとうございました。少しだけ時間を超過してしまいました、申し訳ありません。

以上をもちまして化学物質政策小委員会、化学物質審議会の合同会合を終了させていただきたいと思います。

今後、また小委員会、審議会、年1回程度の開催を予定しております。それ以前に開催の必要が生じた場合には、また改めてご連絡を差し上げたいと思います。本日は誠にありがとうございました。

——了——